

議案第 29 号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和4年3月24日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「の適用を受ける職員の例により」を「第19条第2項の期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、同項に規定する割合を乗じて得た額を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第24条第1項中「給与条例の適用を受ける職員の例により」を「それぞれその基準日前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均支給額に100分の125を乗じて得た額に、給与条例第19条第2項に規定する割合を乗じて得た額を」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

附則に次の1項を加える。

（保育士等の処遇の改善のための令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

5 令和4年6月1日において保育所及び学童保育所に勤務する会計年度任用職員（職務の内容が用務員である者を除く。）に対して同月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定の適用については、第14条第1項及び第24条第1項中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、正規職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合との権衡を考慮し改正するとともに、保育士等の処遇改善のため、令和4年6月に支給する保育所等に勤務する保育士等に係る期末手当の支給割合の特例を規定しようとするものである。

参考資料

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年野田市条例第22号)

改 正 案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 14 条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、給与条例第 19 条第 2 項の期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、<u>同項に規定する割合を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前 3 項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u> (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 24 条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対して、<u>それぞれその基準日前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)</u>の 1 月当たりの平均支給額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、<u>給与条例第 19 条第 2 項に規定する割合を乗じて得た額を支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前 3 項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u> 附 則 (保育士等の処遇の改善のための令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>5 <u>令和 4 年 6 月 1 日において保育所及び学童保育所に勤務する会計年度任用職員(職務の内容が用務員である者を除く。)</u>に対して</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 14 条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、<u>給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 24 条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対して、<u>給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、給与条例第 19 条第 4 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</u>において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは、<u>「それぞれその基準日前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)</u>の 1 月当たりの平均支給額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>

同月に支給する期末手当に関する第 14 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定の適用については、第 14 条第 1 項及び第 24 条第 1 項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 127.5」とする。